氏　　名(本籍)	**林　世富**（中国）
学 位 の 種 類	博士（経営学）
学 位 記 番 号	博営甲第６号
学位授与の日付	令和３年３月20日
学位授与の要件	学位規程第５条第１項該当
学 位 論 文 題 目	**持分プーリング法の研究**
論 文 審 査 員	主査　駒澤大学教授　博士（商学）　猿山　義広
	副査　駒澤大学名誉教授　片桐　伸夫
	副査　駒澤大学教授　博士（経営学）　桑原　正行

論 文 内 容 の 要 旨

米国企業結合会計において、伝統的な会計処理はパーチェス法であったが、1940 年代に入ると持分プーリング法の概念が出現する。そして、ARB 第 40 号、第 43 号、第 48 号の公表とともに、持分プーリング法は急速に広まっていくことになる。しかしながら、1960 年代における持分プーリング法の濫用に対して APBO 第 16 号が公表され、また 2001 年には SFAS141 が公表され、持分プーリング法は禁止されることになる。本論文では、持分プーリング法の出現から消滅まで、持分プーリング法に関する様々な見解について検討する。

第１章では、持分プーリング法の存在意義を検討する。はじめに、持分プーリング法とは結合会社が被結合会社に対して普通株式を発行し、一定条件に適合した企業結合に適用され、結合当時会社の資産・負債・利益剰余金を帳簿価格で結合して、のれんを計上しない会計方法であることを述べる。また、持分プーリング法が普及した理由として、少ない減価償却費、のれんが計上されないこと、１株当たり利益が高まること、税金上の有利性、多い利益配当金と資産評価の回避を挙げて説明する。そして、持分プーリング法の会計処理（資産・負債の引継ぎ、結合前の処理、結合時の処理、個別財務諸表の処理など）についても説明する。1960 年代に入ると、パーチェス法と比較して、そのようなメリットがある持分プーリング法に濫用の問題が現れた。持分プーリングの濫用を抑制するために、1970 年に APB は持分プーリング法の適用条件を 12 項目設定した APBO 第 16 号を公表した。その後、企業結合時に持分プーリング法を適用することが難しくなった。

第２章では、持分プーリング法の形成期における諸問題について検討する。従来、米国企業結合会計では買収会計だけが利用され、1940 年までは持分プーリングの用語は一般に使用されていない。1945 年以降、持分プーリングは会計上の概念として導入され、その会計処理の方法もこの概念に従って展開されることになる。持分プーリング法の形成背景には水割株の多発と州会社法による容認や、

非課税リオーガニゼーション範囲の拡大、さらに、もう１つの要因としてはSECがのれんを資本剰余金に借記することを禁じたことが挙げられる。そうした背景の中、合併当事会社の相対的規模と産業における重要性及び所有主持分の継続性に基づいて、持分プーリング会計の適用は妥当性があると考えられる。

第３章では、企業結合に関する会計基準の変遷について検討する。持分プーリング法を正式に認めたのは1950年のARB第40号「企業結合」である。その後、1957年ARB第40号を修正するために、APB第48号が公表される。1950、60年代において、企業結合にあたって持分プーリング法は大いに利用された。持分プーリング法の濫用が原因で、1970年にAPBO第16号「企業結合」が公表され、持分プーリング法の適用に様々な条件が付けられるようになった。

また、2001年にFASBはSFAS141を公表し、企業結合の会計処理において持分プーリング法を禁止し、パーチェス法しか適用できないように一本化した。ARB第40号によれば、「持分プーリングは、結合当事会社の結合前の所有主持分の全部または実質的全部が、そのまま結合当事会社の１つである存続会社に、または結合目的のために設立された新会社に継続される結合である。パーチェスは被取得会社の所有主持分の一部または全部が除去される結合である」と定義する。持分プーリングとパーチェスの基本的な分類基準は、結合当事会社の所有主持分の継続性にあると考えられる。ARB第40号において、結合当事会社の所有主持分の継続性以外に、相対的規模、経営者の継続性、事業の類似性の３つの識別基準がある。企業結合の処理方法が持分プーリング法による場合、結合後の会計の資産・負債及び利益剰余金を結合前の当事会社の帳簿価額で処理することになり、持分プーリングをもって結合当事会社が結合日の状態とあまり変化がない結合、結合後も結合前の状態のまま継続する場合の結合形態を意図していると考えられる。持分プーリングがこうした意図に基づくとすれば、それは日本の合併会計における人格合一説と同じ考え方といえる。

ARB第43号はこれまで公表したARB第１号から第42号までを改訂するものである。その中で企業結合の部分は、ARB第40号と同じものであり、抜本的な変更はなかった。ARB第43号はARB第40号を再確認したものと考えられる。ARB第48号は、ARB第40号、第43号において企業結合に含めていなかった子会社取得について、結合当事会社の１つ以上が子会社として存続する場合には、重要な非支配分株主が社外に残存しなければ、持分プーリングの適用を認めることを明記し、企業結合に子会社取得を含めた。ARB第48号は所有主持分の継続性以外に、その他３つの要素を挙げている。これらの基準のうち、事業の継続性は、ARB第48号で新たに設けられたものである。ARB第40号、第43号では、事業の継続性ではなく、事業の類似性または補完性が挙げられていた。しかし、ARB第48号では事業の類似性が削除され、これに代わり事業の継続性が設けられた。

第４章では、持分プーリング法の発展について検討する。1950年にARB第40号において、持分プーリング会計は正式に認められ、会計実務において次第に普及し、1957年からその普及のスピードが加速する。1960年代になると、コングロマリット結合の増加に伴って、持分プーリング会計はいっそう盛んに利用されることになる。持分プーリング会計が発展した理由としては、資産再評価の回避、

のれん計上の回避、取得資産の売却によるインスタント利益の計上、税法上の有利性、分配可能利益の有利性、会計報告の有利性が挙げられる。また、1960 年代の企業結合会計にも不十分な企業結合情報の開示、利益の過大表示、会計処理の非一貫性などの諸問題が存在していることを指摘した。

第 5 章では、持分プーリング法に対する諸見解を検討する。持分プーリング法には会計方法の適用による分類とアプローチの相違による分類がある。会計方法の適用による分類には多元説と一元説がある。多元説の見解には、買収会計と持分プーリング会計を適用する見解と、買収会計と公正価額プーリング会計を適用する見解がある。一元説はすべての企業結合に買収会計、持分プーリング会計、公正価額プーリング会計のいずれかを適用する見解である。また、アプローチの相違による分類は企業結合の経済的性格に基づいて会計方法を適用するアプローチ、財務諸表の有用性に基づいて会計方法を適用するアプローチ、会計主体論アプローチ、その他のアプローチがある。

第 6 章では、1960 年代に入ってから、企業結合後の利益をより多く見せるために、経営者が持分プーリング法を濫用していることが大きな問題になったことを検討する。この状況に対応するために、米国公認会計士協会（AICPA）から APBO 第 16 号が公表された。APBO 第 16 号における持分プーリング法の適用については、（1）結合当事会社の属性、（2）持分の結合方法、及び（3）計画された取引の存在の有無の 3 つに分けられ、合計 12 の条件が設けられている。（1）の条件は結合前における結合当事会社の属性に関するものである。（2）の条件は会社の結合に際して用いられる結合方法に関するものである。（3）の条件は結合後に生じる一定の事象に関するものである。APBO 第 16 号においては、持分プーリングの本質は株式の交換によって議決権付普通株式持分を結合し、結合後の危険と権利を相互に分担することとされている。しかしながら、APBO 第 16 号は、株式の発行によって行われる結合においては、株式を発行し、通常規模が大きいほうの会社が取得会社になるとしている。買収において結合当事会社の 1 つが取得会社となるのであるから、持分プーリングは、こうした取得会社を識別できないときに適用することが論理的である。しかし、APBO 第 16 号は、取得会社の識別可能性を持分プーリング法の適用条件ではなく、パーチェス法による会計処理における取得会社の決定問題として取り上げているにすぎない。

第 7 章では、持分プーリング法とパーチェス法における会計報告基準と APBO 第 16 号以後の企業結合会計を検討する。APBO 第 16 号は持分プーリング法における会計報告基準として、財務諸表の提供方式、結合後の資産処分の開示、企業結合期日、及び開示事項の 4 つを設定している。これに対して、パーチェス法における会計報告基準として、財務諸表における開示事項、プロファーマ財務諸表、被結合会社の個別財務諸表の開示と修正、結合期日の 4 つを設定している。また、APBO 第 16 号は、1960 年代における持分プーリング会計の濫用状況に対して、その適用条件を詳細に設定し、持分プーリング会計の利用を抑制しようと試みた。APB は、1973 年に FASB に改組され、FASB は企業結合会計全般の諸問題を研究課題の 1 つに組み入れ、1976 年に「企業結合会計と買入のれん」を公表した。

第 8 章では、持分プーリング法の廃止について検討する。1998 年 12 月に G4+1 は、「企業結合の会計処理方法を 1 つに収斂させるための勧告」を公表した。G4+1 は、企業結合会計処理方法―持分プー

リング法とパーチェス法―を検討した上で、パーチェス法が採用されるべきであり、企業結合会計の処理方法を一本化すべきことを指摘した。FASB は G4+1 の「企業結合の会計処理方法を 1 つに収斂させるための勧告」基準設定参加者として、企業結合会計の改訂に着手した。2001 年 6 月に、FASB は SFAS 141 を公表した。SFAS141 は企業結合の会計処理基準として、持分プーリングを廃止し、すべての企業結合の会計処理をパーチェス法で処理することとした。

2001 年の SFAS141 と IFRS No.3 によって、米国会計基準と国際会計基準において、企業結合会計処理方法はパーチェス法に一本化することになった。FASB と IASB にコンバージェンスするためには、2008 年に日本会計基準も持分プーリング法を禁止し、パーチェス法のみ処理されることになる。

国際財務報告基準や米国基準では、会計基準のコンバージェンスに関して問題があるとされ、パーチェス法に一本化されている。それを受けて日本でも 2008（平成 20）年 12 月に「企業結合に関する会計基準」が改正されて、持分プーリング法が廃止されている。

持分プーリング法の廃止を支持する理由は以下のようになる。

(1) 2003（平成 15）年 10 月の企業結合会計基準の公表以降、日本における企業結合を巡る環境が大きく変化している。実際、企業結合会計基準が適用されてから 1 年ちょっとという状況において、持分プーリング法が適用される事例が実際に発生する場合は極めて限られており、現在においては持分プーリング法が定められていること自体に対する否定的な見方が増えていると考えられる。

(2) 国際的な会計基準では既に数年前に持分プーリング法を廃止しており、直近の改定でもこの部分に関する見直しの議論も見当たらないため、今後これが改められる可能性は低い。このため、日本のみ持分プーリング法の定めを残し続けることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を確保できない状況が続く可能性がある。

(3) 持分プーリング法については日本の会計基準と国際的な会計基準の間の差異の象徴的な存在として取り上げられることが多く、日本の会計基準に対する国際的な評価の面で大きな障害になっているとも言われている。

企業結合会計基準制定当時において持分プーリング法を残した論拠は今なお肯定されるものの、日本の会計基準に対する国際的な評価のいかんは、直接海外市場で資金調達をする企業のみならず、広く日本の資本市場や日本企業に影響を及ぼすと考えられる。このため、会計基準のコンバージェンスを推進し、持分プーリング法を廃止するほうが、日本の企業会計基準全体に対して好ましい影響をもたらすと考えられる。

論 文 審 査 結 果 の 要 旨

論文の概要と特徴

持分プーリング法とは、武田安弘『企業結合会計の研究』(1982) によれば、結合会社が被結合会社に対して普通株式を発行し、一定の条件に適合した結合に適用され、結合当事会社の資産・負債・

利益剰余金を帳簿価格で結合し、のれんを計上しない会計方法である。持分プーリング法では、資本金、資本剰余金、利益剰余金といった内訳が、原則としてそのまま結合会社に引き継がれる。したがって、非結合会社の資産を公正価額で再評価し、のれんが計上されるパーチェス法と比較して、1株当たり利益が高まり、株価に好影響を与えることが期待できるため、1950年代から60年代までのアメリカでは、持分プーリング法が企業結合にあたって頻繁に利用された。

しかしながら、その後、1970年に公表されたアメリカ公認会計士協会（AICPA）の会計原則審議会（APB）の意見書第16号「企業結合」によって持分プーリング法の適用条件が細かく設けられ、またアメリカ会計学会（AAA）が1966年に公表した「基礎的会計理論（ASOBAT）」において持分プーリング法を認めないことを勧告した影響もあり、1970年代におけるアメリカでの持分プーリング法の利用は減少していく。最終的に、アメリカでは、2001年に財務会計基準審議会（FASB）が財務会計基準書（SFAS）第141号「企業結合」を公表し、企業結合会計において持分プーリング法が廃止され、すべての企業結合の会計処理はパーチェス法で処理されることになった。また日本においても2008年12月に「企業結合に関する会計基準」が改正され、持分プーリング法は廃止された。

本論文は、20世紀のアメリカにおいて産業界から重宝され、一時は濫用され、多くの議論を生み、結果的に制度会計においては否定された持分プーリング法について、その成立から廃止までに公表された意見や言説をあらためて検討し、会計学における理論と実務のギャップ並びに制度会計と会計理論の関係を明らかにしようとするものである。

本論文は、以下に示す8つの章から成り立っている。

第1章「持分プーリング法の意義」は、武田氏による持分プーリング法の定義を示した上で、企業結合会計において持分プーリング法が利用されるようになった理由として、のれんが計上されないこと、1株当たり利益が高まること、税金上の有利性等を挙げて説明している。しかしながら、1960年代に入ると、企業にとってそのようなメリットのある持分プーリング法に濫用傾向が見られるようになり、1970年に持分プーリング法の適用条件を12項目設定したAPBの意見書第16号「企業結合」が公表されたことによって、濫用に歯止めがかけられたことを指摘している。

第2章「持分プーリング会計の形成」は、持分プーリング法形成期の諸問題について述べている。アメリカにおける企業結合会計では、1940年まで「持分プーリング」という用語は一般に使用されていなかったが、1945年以降、会計上の概念として導入され、持分プーリング法による会計処理もこの概念に従うことになる。

第3章「持分プーリング会計の基準」は、企業結合に関する会計基準の変遷について検討している。持分プーリング法を正式に認めたのは1950年に公表されたAPBによる会計研究公報（ARB）第40号「企業結合」である。その後、1953年にはARB第43号が、1957年には第40号の修正版となるARB第48号が公表され、1950年代及び60年代において持分プーリング法は大いに利用された。

ARB第40号によれば、持分プーリングは「結合当事会社の結合前の所有主持分の全部または実質的全部が、そのまま結合当事会社の1つである存続会社に、または結合目的のために設立された新会社に継続される結合」である。持分プーリング法とパーチェス法の適用を分ける基準は、結合当事会

社の所有主持分の継続性にあると考えられる。ARB 第 48 号は、所有主持分の継続性以外に 3 つの基準を挙げているが、それらのうち「事業の継続性」は ARB 第 48 号で新たに設けられたものである。

第 4 章「持分プーリング会計の発展」は、持分プーリング法の普及とその結果生じた問題について検討している。1950 年に ARB 第 40 号が持分プーリング法を正式に認めたことによって、会計実務における持分プーリング法の利用は拡大し、1960 年代に入ると、コングロマリット結合の増加に伴い、いっそう盛んに利用されることになる。持分プーリング法が普及した理由としては、資産再評価の回避、のれん計上の回避、取得資産の売却によるインスタント利益の計上、税法上の有利性、分配可能利益の有利性、会計報告の有利性が挙げられる。

第 5 章「持分プーリング会計に対する批判的見解」は、持分プーリング法に対する様々な見方について検討している。持分プーリング法には会計方法の適用による分類とアプローチの相違による分類があり、会計方法の適用による分類には一元説と多元説がある。一元説は、すべての企業結合にパーチェス法か持分プーリング法か公正価額プーリング法のいずれかを適用すべきとする見解であり、多元説は併用を認める見解である。また、アプローチの相違による分類は、企業結合の経済的性格に基づいて会計方法を適用するアプローチ、財務諸表の有用性に基づいて適用するアプローチ、会計主体論アプローチ、その他のアプローチがある。

第 6 章「持分プーリング会計の限定適用」は、1960 年代に入ってから、企業結合後の利益をより多く見せるために、経営者が持分プーリング法を濫用していることが問題化したことを検討している。この状況に対応するために、APB の意見書第 16 号「企業結合」が公表され、持分プーリング法の適用については、①結合当事会社の属性、②持分の結合方法、及び③計画された取引の存在の有無の 3 つに分けて、合計 12 の条件が設けられた。APB の意見書第 16 号においては、持分プーリングの本質は株式の交換によって議決権付普通株式持分を結合し、結合後のリスクと権利を相互に分担することとされている。しかしながら、株式の発行によって行われる結合においては、通常、株式を発行し、規模が大きいほうの会社が取得会社になるので、持分プーリング法は取得会社を識別できない場合に適用することが論理的ということになる。

第 7 章「APBO 第 16 号以降の持分プーリング会計」では、APB の意見書第 16 号の公表以降の企業結合会計を検討している。APB は 1973 年に財務会計基準審議会（FASB）に改組され、FASB は企業結合会計全体にわたる諸問題を研究課題に組み入れ、1976 年に FASB 討議資料「企業結合会計と買入無形資産の会計」を公表した。

第 8 章「持分プーリング会計の廃止」では、持分プーリング法が制度会計において廃止されるまでの過程とその理由について検討している。1998 年 12 月に G4+1 は、「企業結合の会計処理方法を 1 つに収斂させるための勧告」を公表し、企業結合会計においてはパーチェス法が採用されるべきであり、企業結合会計の処理方法を一本化すべきことを指摘した。FASB は 2001 年 6 月に SFAS 第 141 号を公表し、企業結合会計において持分プーリングを廃止し、すべてパーチェス法で処理することとした。また、2008 年には日本の会計基準も持分プーリング法を禁止し、企業結合はパーチェス法でのみ処理されることになった。日本の会計基準に対する国際的評価は、海外市場で資金調達を行う企業

のみならず、広く日本の資本市場や日本経済に影聯を及ぼすと考えられるので、会計基準のコンバージェンスを推進し、持分プーリング法を廃止するほうが、日本企業の財務報告に対する信頼性が高まると考えられる。

論文の評価すべき点

会計学研究における本論文の功績は、1982 年の武田氏の著作以降、まとまった研究がほとんど見られない持分プーリング法に焦点を当て、約百年前から 21 世紀に入って国際的に持分プーリング法が廃止されるまでの経緯を丹念に追って、持分プーリング法の存在意義について今日の視点からあらためて検討したところにある。企業結合会計に関する研究の多くがパーチェス法を前提としてののれんや無形資産の会計処理に焦点を当てている中、持分プーリング法に関する本論文は貴重な研究成果であるだけでなく、20 世紀のアメリカにおける企業経済と会計基準の関係性を探る手がかりを与える資料として、会計史研究の立場からも評価できるものである。

本論文を評価すべきより細かな点を挙げれば、以下のとおりである。

第一に、制度会計においてはすでに否定されてしまった持分プーリング法について、持分プーリング法の制度化が進められた時代の言説に焦点を当てることによって、結合当事会社の相対的規模、結合当事会社間の関係性、所有主持分の継続性等の条件が満たされた場合、企業結合会計において持分プーリング法の適用を認めるべきことを積極的に明らかにしている。第 2 章におけるワーンツ（Werntz）とウィルコックス（Wilcox）のそれぞれが示した持分プーリング法の適用条件や、第 3 章におけるコングロマリット結合を促した持分プーリング法の特徴、並びに証券取引委員会（SEC）による持分プーリング法の適用条件の緩和等を取り上げ検討することで、企業結合において持分プーリング法の利用がパーチェス法を上回った時代状況を説明している。また、第 4 章では、武田氏の著作を引用して、企業経営者がパーチェス法よりも持分プーリング法を好む 6 つの理由について詳しく解説しているが、その 1 つである「取得資産の売却によるインスタント利益の計上」とは、持分プーリング会計においては結合当事会社の資産・負債・資本はそのまま帳簿価額で計上されるので、企業結合後、結合による取得資産を売却することによって、インフレによる多額のインスタント利益を計上することができるというもので、物価上昇期において持分プーリング法が積極的に利用された経済的理由が明らかにされている。別の見方をするなら、物価上昇率が低下した 1990 年代以降、持分プーリング法への支持が低下した理由もそこにあるように思われる。

第二に、アメリカにおける持分プーリング濫用の歯止めとなった APB の意見書第 16 号について詳細に解説し、再評価を試みている。第 1 章では意見書公表の背景について、第 6 章では草案と適用条件について、第 7 章では会計報告基準について、それぞれ異なる角度から検討している。注目すべきは、意見書に先立って公認会計士、証券取引所の役員、アナリスト、銀行等に公開された草案への反応である。SEC の委員長や担当官が持分プーリング法適用に厳しい条件が設けられることに賛意を示しているのに対し、企業の財務担当取締役協会は、持分プーリング会計が企業結合を処理するもっ

ともよい方法であるのみではなく唯一の正しい方法であるとして、草案に反対の意見を述べている。大手監査法人も草案に反対しているが、その理由は企業の財務担当取締役協会とは異なり、すべての企業結合は同一の基準に基づいて処理されること、のれんの真の性格を認識すること、及び取得会社は取得したすべての有形資産、識別できる権利の公正価額、適切な負債を記録しなければならないことなどを主張していることから、パーチェス法への一本化を望んでいると思われる。公表後約 50 年が経過した今日では、APB の意見書第 16 号は持分プーリング法の廃止に向けて重要な役割を果たしたことになっているが、当時イリノイ大学のワイアット（Wyatt）教授は、意見書第 16 号を廃棄して、企業結合会計について適切な基準を設定するため新たに出発すべきとまで主張していた。持分プーリング法をめぐるこうした関係者間のせめぎ合いを明らかにしたことも、本論文の功績と言えるだろう。

第三に、第 7 章後半と第 8 章において、APB の意見書第 16 号以降に公表された持分プーリング法廃止の論拠を示した上で、企業結合会計において持分プーリング法が消滅するまでの過程を克明に描いている。第 7 章後半では、1978 年におけるランガー（Langer）の著作と 1979 年におけるデューベリー（Dewberry）の論文に基づいて、すべての企業結合をパーチェス法によって処理する一元説の優位性が説明されているが、興味深いのはデューベリーの考え方である。デューベリーは、企業結合会計においては、「すべての企業結合に対して、適切な 1 つの方法がなければならない、また、結合後の財務諸表は、可能なかぎり首尾一貫し、比較可能でなければならない」と主張し、持分プーリング法の廃止を支持する姿勢を見せる一方、資産・負債を結合当事会社の帳簿価額で結合することを推奨する点において持分プーリング法とパーチェス法の折衷を試みている。続く第 8 章において、G4+1、FASB、国際会計基準審議会（IASB）、日本の会計基準において持分プーリング法が廃止される理由について詳細に説明した点も評価できる。ただし、それぞれの議論を比較した場合、持分プーリング法の廃止に関する日本の議論は、会計基準のコンバージェンスによるメリットの部分が強調され、データや理論の裏付けが乏しいように思われる。日本においても持分プーリング法に関する検討は十分に行われてきたはずだが、多様な意見がどの程度、日本の会計基準に反映されているかは不明であった。

論文の問題点と課題

本論文は、「持分プーリング法」という、制度会計ではすでに否定された会計処理方法について、その成立から廃止までの過程を追いつつ異なる立場の見解をまとめることによって、会計学における理論と実務と制度のギャップとはいかなるものであるかを示した点で会計学研究に対する貢献を認めることができるが、会計史における持分プーリング法の評価という、より大きなテーマについての研究として見た場合、いくつかの問題点を抱えていることも指摘しておかなくてはならない。

まず、第一の問題点は、持分プーリング法が生まれた背景となる 20 世紀のアメリカ経済に関するデータや持分プーリング法が適用される企業結合の具体例が十分に示されていないことである。会計

学は、研究者の学問的考察だけでなく、現実の経済に直面している企業経営者、株主、債権者、規制当局、税務当局等の関係者の意向や思惑が交わって成り立つ分野である。持分プーリング法のような1920年代に生まれ、21世紀初頭に廃止された会計処理方法であれば、それが生まれた背景と廃止に至る理由について、現実の経済の動きを具に参照する形で議論を進めるべきではなかったか。

第二に、近年における日本の会計研究者による著書・論文があまり検討されていない点である。日本の場合、アメリカ会計基準や国際会計基準に遅れる形で持分プーリング法の廃止が決定された。廃止の理由も、持分プーリング法を残しておくと日本の会計基準が国際的に評価されない、という消極的なものであり、持分プーリング法の考え方に一定の理解を示す論者も存在する。だとすれば、日本の会計研究者による持分プーリング法擁護論にも言及すべきではなかったか。1990年代後半からの「会計ビッグバン」によって、日本の会計制度のグローバル化が急速に進む中で、その流れに逆行するかのような意見は述べにくくなったが、会計学分野の研究論文としては、現代においてもなお持分プーリング法を擁護する論者の見解を検討してほしかった。

第三に、「持分プーリング法」という非常に限定されたテーマについて多くの資料・文献を検討した努力は高く評価できるものの、結論は必ずしも明瞭ではなかった。これについては、２つの原因が考えられる。第一の原因は、古い資料や文献を丁寧に取り上げようとする意識が強すぎて、批判的に読めていないことであり、第二の原因は、制度会計ではすでに結論が出てしまった問題なので、その結論と並べて示せるほど堅牢に自身の結論をまとめきれなかったからだろう。論文作成にあたって、古い資料･文献を掘り起こし、重要と思われるものについては詳細に述べるという姿勢は大切である。しかしながら、そうした姿勢と批判的視点からの検討は両立可能であり、現代から見て違和感を覚える言説については、慎重に評価するのが学術研究としての姿勢であろう。批判的視点からの検討が不足していることによって､研究論文としての結論が弱まってしまったように思える。とくに第８章は、もっとしっかりと自分自身の「持分プーリング会計論」を述べるべきではなかったか。

以上のような問題点は残るが、本論文が、現代ではほとんど顧みられることがなくなってしまった持分プーリング法について、武田氏の研究の跡を継ぐ形で取り組み、持分プーリング法の存在意義をあらためて示そうとしたことについては高く評価すべきであり、また20世紀のアメリカ経済において企業結合会計が重要な役割を果たしていたことを示した点も大きな貢献である。林氏が今後、指摘された問題点を克服して、会計史研究として、あるいは比較制度研究として、持分プーリング法の検討を続けていくことを通じて、企業結合会計の研究をより深めていくことを期待したい。

以上のような評価により、本論文は博士（経営学）の学位を授与するに値するものであるとの結論で、審査員一同は一致した。